

後期高齢者医療制度に加入している人、
国民健康保険に加入している70歳から75歳未満の皆さんへ

高額療養費と高額介護合算療養費の 自己負担上限額が変わります

平成30年8月から、後期高齢者医療制度に加入している人、国民健康保険に加入している70歳から75歳未満の人の、高額療養費の自己負担上限額及び高額介護合算療養費の限度額が次のとおり変わります。

■高額療養費

区分			1カ月の自己負担限度額	
			平成30年7月まで	平成30年8月から
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	外来(個人単位)	57,600円	252,600円+
		外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)	(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※2
	課税所得 380万円以上	外来(個人単位)	57,600円	167,400円+
		外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)	(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※2
	課税所得 145万円以上	外来(個人単位)	57,600円	80,100円+
		外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)	(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※2
一般		外来(個人単位)	14,000円(※3)	18,000円(※3)
		外来+入院 (世帯単位)	57,600円(44,400円)※2	57,600円(44,400円)※2
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	外来(個人単位)	8,000円	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	24,600円	24,600円
	区分Ⅰ	外来(個人単位)	8,000円	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	15,000円	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより、後期高齢者医療制度に加入する人（障害認定で加入する人は除く）は、加入した月の自己負担額が1/2に調整されます。

※2 多数該当(過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■高額介護合算療養費

区分		平成30年7月まで	平成30年8月から
現役並み 所得者	課税所得690万円以上	670,000円	2,120,000円
	課税所得380万円以上		1,410,000円
	課税所得145万円以上		670,000円
一般		560,000円	560,000円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	310,000円	310,000円
	区分Ⅰ	190,000円	190,000円

●問い合わせ

【後期高齢者医療制度に関すること】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・厚岸町役場町民課保険医療係 ☎52-3131

【国民健康保険に関すること】

- ・厚岸町役場町民課保険医療係 ☎52-3131